

八代市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月31日（月）午後1時30分から午後2時14分

2. 開催場所 八代市役所仮設庁舎 東棟2階21号会議室

3. 出席委員（18人）

会長	1番	白石勝敏
	2番	中野敏憲
	3番	松本秀昭
	4番	萩本一浩
	5番	平野英明
	6番	光永信一
	7番	高野康喜
	8番	門田静子
	9番	中村道一
	10番	田口一廣
職務代理者	11番	中村和人
	13番	杉本秀雄
	14番	本田友治
職務代理者	15番	吉永安圭美
	16番	萩本厚生
	17番	内田孝光
	18番	深田 智
	19番	寺田 浩

4. 欠席委員（0人）

5. 出席推進委員（2人）

林田孝介
松田林一

6. 議事日程

- 第1 議案第7号 農地法第3条（委員会）について
- 第2 議案第8号 農地法第4条（知事）について
- 第3 議案第9号 農地法第5条（知事）について
- 第4 議案第10号 農地法第5条事業計画変更申請について
- 第5 議案第11号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第6 議案第12号 【中間管理権：基盤法】基盤強化法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について
- 第7 議案第13号 非農地通知について

7. 農業委員会事務局職員

局長	泉 宜孝
主幹兼係長	宮野 優
参事	橋本周斉
主事	桑野 直
主事	平川祥子
主事	北村有希

8. 会議の概要

事務局長

皆さん、こんにちは。定刻になっておりますので、ただ今より始めさせていただきます。

熊本県におきまして、新型コロナウイルスの感染者が猛威を振るっております。5月16日から6月13日まで熊本蔓延防止宣言が発出されている関係上、今回の総会も出席人数を制限するために、原則、農業委員のみの出席とさせていただきました。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今回も前回同様、国・県が示した「新しい生活様式」を用いまして、総会の開催に関し、注意事項を申し上げます。

御発言につきましては、今回も挙手をしていただき、事務局職員がマイクをお持ちしますので、その場で発言していただきます。

総会時間の短縮や議事録の作成の観点から、簡潔明瞭で発言していただきます。

以上、委員の皆様方には御不便をおかけしておりますけれども、御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、ただ今から5月の総会を開会したいと思います。

本日は、まだ〇〇委員さんのほうがこちらのほうにお目見えになっておりませんが、どうされるかはちょっとわかりませんが、〇〇委員が仮に欠席だとしても、本日の出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則のとおり、会長に議長をお願いし、議事の進行を進めていただきます。よろしく申し上げます。

議長

皆さん、こんにちは。

今日は、この総会に出席いただきまして、ありがとうございました。

先ほど事務局長から説明がありましたとおり、新型コロナウイルス感染防止対策のため、私の挨拶は割愛させていただきます。

それでは、総会の審議がスムーズに進行しますよう、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

最初に、本日の議事録署名委員を指名します。

5番 平野英明委員、6番 光永信一委員をお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案書のとおり進行しますので、よろしくお願いします。

議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第7号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、議案書1ページから2ページのとおり、付議致します。

今月の所有権移転申請は、売買による取得が4件、譲与が3件ありました。

地目は、田1万6,348平方メートル、畑2,555平方メートル、計1万8,903平方メートルです。

内容につきましては、議案書記載どおりです。

これらは農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

御審議方よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、郡築。

郡築校区白石ですが、箇所的には僕です。説明致します。よろしくお願い致します。

郡築校区の白石です。ナンバー1、2番について説明致します。

1番

まず、ナンバー1番。

譲渡人は、親が亡くなってから娘さんが相続人となりましたが、現在、福岡県に住んでいます。農業後継者がいませんので、農地の隣の所有者、譲渡人に売買の相談をされました。規模拡大で経営をすることのことで、売買が成立致しました。譲受人は、ミニトマトを栽培されています。農業後継者として頑張っています。担当委員として、何の問題もないと思われまます。よろしく御審議お願い致します。

続いて、ナンバー2について説明致します。

譲渡人と譲受人は、おじとおいの関係で、仕入れと元入れとの関係でもあります。譲渡人は、高齢で、体も不自由で、農業後継者もいません。譲受人は、本家の後継者であります。経営規模拡大することで譲与の話がまとまりまして、夫と妻で持ち分2分の1ずつとなりました。譲受人は、トマトを栽培されています。農業後継者として頑張っています。担当委員として何ら問題はないと思われまます。よろしく御審議をお願い致します。

ナンバー3、日奈久。

13番

日奈久の杉本です。

3番について説明します。

この件について、5月26日、現地確認をしました。譲渡人と譲受人は、親子であります。母親の実家を継ぐことになった譲受人の〇〇さんが贈与するもので、担当委員として何ら問題ないと思います。よろしく御審議お願いします。

議長

ナンバー4、二見。

5番

二見の平野です。

この案件につきましては、5月27日に推進委員の瀬本さんと購入された〇〇さんと現地確認を行いました。以前から譲受人がこの土地を借りられて、デコポンを栽培されておりました。このたび、地主の方から購入してくれないかと持ちかけられ、購入されることになった土地です。譲受人は施設園芸もされていて、農業も幅広くされております。何ら問題はないと思います。

議長

5番、鏡。

14番

鏡の本田です。

5番、6番について説明致します。

まず、5番、場所は鏡町宝出〇〇番割△△△の申請地ですが、実は、これは20年前より〇〇さんが借りて水田を耕作していましたが、今回、〇〇さんより買ってもらえないかという要望があり、譲受人が購入する話がまとまったものです。譲受人は、米、い草を栽培されている専業農家として、後継者もいらっしゃいますので、何も問題がないものと思います。御審議のほどよろしくお願い致します。

それから、6番の同じく鏡町貝洲〇番割△△△、この土地は、〇〇さんが畑として利用していました。しかしながら、年齢とともに体力も減退し、隣接する〇〇さんへ無償贈与するものです。実は、今回の申請地と譲受人の水田は、元々1枚の水田だったそうですので、それ故に何も問題はないものと考えております。御審議のほどよろしくお願い致します。

議長

7番、泉。

推進委員

泉の松田です。

現地につきましては、昨日、寺田委員さんと一緒に現地を見てまいりました。譲渡人は、北九州にいらっしゃって、もう何十年も手入れはしていない土地でありまして、〇〇〇〇さんが規模拡大のために購入するというので、何ら問題はないかと思いま

す。御審議よろしく申し上げます。

議 長 以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。

議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第8号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案書3ページのとおり付議致します。

今月の申請は2件で、その内容は議案書記載のとおりです。

それでは、最初に農地転用許可の立地基準について説明致します。

1番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。既存の宅地を拡張するものであり、土地選定の代替地はなく、許可は可能と判断しました。

次に、2番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある農地のため、第1種農地に区分されますが、農業用施設の用に供するために行われるものから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。なお、無断転用であったため、追認許可を得るための始末書が添付されております。

次に、一般基準について説明致します。

農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての案件が許可は可能と判断しました。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1番、植柳・麦島。

9番 植柳・麦島地区担当の中村です。

	<p>1 番について説明致します。</p> <p>まず、申請の理由ですが、南部幹線道路に伴う立ち退きの案件となります。5月28日に吉田推進委員と現地の調査を行いました。場所ですが、場所は、現在、植柳新町から中北の八代三中通り、そこまで、一応、現在、道路がつながっていますが、その延長上にこの申請地がございます。一応、場所ですけど、〇〇〇〇〇の方から前川大橋を渡りきりまして、下りたところから〇に約△△△メートル位行った所にこの申請地がございます。県の都市計画ということですので、担当委員と致しまして何ら問題はないことを申し上げます。審議の方よろしくお願い致します。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>2 番、鏡。</p>
1 4 番	<p>鏡の本田です。</p> <p>2 番について説明致します。</p> <p>場所は、鏡町両出〇〇番割△△△、この申請地は、地目自体は畑になっていますけれども、規模拡大によりまして、現在は、農機具あるいは資材置き場となっております。無断転用でしたので始末書も出されています。なお、今回、この申請地の一部を利用して通路を作りたいとのことです。周辺は住宅に囲まれていますので、何も支障はないものと思います。御審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議 長	<p>では、異議がなければ挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。</p>
事務局	<p>事務局からですけども、続いて第5条の案件になりますけれども、まだ、第5条の案件には、まだ来ておられない〇〇委員さんの案件もございますので、後回しにして、先に11ページの農地法第5条、事業計画変更の申請から行いたいと思っております。</p>
議 長	<p>議案第10号、事業計画変更承認願いについて、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局

議案第10号、農地法第5条事業計画変更申請について、議案書11ページのとおり付議致します。

今月の申請は1件で、その内容は議案書記載のとおりです。

令和3年3月30日付で農地転用許可を受けた事業計画について、一部、事業遂行が困難になり、事業計画区域を縮小するために必要となる承認申請です。

当初の転用目的は、駐車場として利用するものでしたが、許可後も駐車場として利用する内容となっています。

申請地は、鏡支所から概ね500メートル以内に位置する農地で、第2種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、担当委員さんから説明をお願いします。

1番、鏡。

14番

鏡の本田です。

1番について説明致します。

場所は、鏡町鏡村〇〇△△△、この場所というのは、JAやつしろ第4選果場の〇側になります。実は、先ほど事務局から説明がありましたとおり、3月の総会において、許可をいただいておりますけれども、敷地内に下水管が敷設されていることが分かり、元々は2,842平米でしたけれども、今回、施設分を引いた残り2,749平米での申請と変更になりました。御審議のほどよろしくお願い致します。

議長

この案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

挙手全員ということで認めることと致します。

議案第11号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第11号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集

積計画を、議案書12ページから38ページのとおり付議致します。

今月は、貸借権設定が49件、面積は27万3,243平方メートル、所有権移転が4件、面積は2万692平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農用地等の効率的利用や農作業の常時従事など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断されます。

なお、この基盤法による農用地の売買では、農地中間管理機構へ譲渡した場合など、譲渡所得の特別控除が受けられる優遇措置が取られますので、農地として売買の相談があった場合は、事務局にお尋ねいただきますようお願い致します。

来月6月の熊本県農業公社との農地の所有権移転は、6月10日木曜日を予定しています。

現時点で関係する地区は、郡築九番町、古閑下町の予定です。地区の担当委員さんには農業公社との調整ができ次第、日程を連絡しますので、よろしくようお願い致します。

以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

質問がなければ、これは農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議案第12号、農地中間管理機構等による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第12号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地中間管理権の取得、農用地利用集積計画を、議案書39ページから44ページのとおり付議致します。

今月の農地中間管理権の取得は、貸借権設定が12件で、面積は5万3,577平方メートルです。

これら申請のあった案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断されます。

議案第12号の説明につきましては、以上です。

議長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問がなければ、これは農地中間管理機構等による農用地利用集積計画でございますので、原案どおり決定することと致します。

議案第13号、非農地通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第13号、非農地通知について、議案書45ページから48ページのとおり付議します。

農地法第30条第1項利用状況調査について、昨年9月、10月に、農業委員及び農地利用最適化推進委員に調査を行っていただき、ありがとうございました。

その後、関係各課と連携した調査の結果、荒廃農地、B区分農地30件について、農業委員会事務局並びに担当委員、推進委員で現地調査を行いました。

この農地30件について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないかを審議する案件です。

今回の案件の内容は、議案書記載のとおりです。

現地は山林原野化して、森林及び原野の様相を呈しており、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合及びその土地の周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に該当し、非農地と判断しているところです。

また、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局による現地調査については、3月2日、4日、10日です。

荒廃農地の分類区分については、議案書記載のとおりでございます。

御審議よろしくをお願いします。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆さん、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、採決致します。異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないため、地権者等に通知書を交付することに決定致します。

事務局 それでは、先ほども言いましたように、ただ今から議案書4ページ、第5条の審議の方を行いたいと思います。

議 長 議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第9号、農地法第5条の規定による許可申請について、議案書4ページから10ページのとおり付議致します。

 今月の申請は、所有権移転が19件、賃貸借権が1件、使用貸借権が1件、合計の21件で、内容につきましては、議案書記載のとおりです。

 それでは、最初に農地転用許可の立地基準について、説明致します。

 1番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある区域内にある農地のため、第1種農地に区分されますが、不許可の例外規定にある、公共性が高いと認められる事業の、土地収用法その他の法律により、土地を収用し、または使用することができる事業に該当し、許可は可能と判断しました。

 次に、2番及び3番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

 次に、4番から、6ページ8番まで及び、10番から、8ページ15番まで、また、9ページ18番、19番の案件は、用途地域内の農地であるため、第3種農地に区分され、許可は可能と判断しました。

 6ページをお願いします。

 次に、9番の案件は、概ね10ヘクタール以上の広がりのある農地のため、第1種農地に区分されますが、集落に居住する者の日常生活に必要な施設で、集落に接続して設置されること、また、土地選定の代替地について検討済みであることから、不許可の例外規定に該当し、許可は可能と判断しました。

 8ページをお願いします。

 次に、16番及び、9ページ17番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

 10ページをお願いします。

 最後に、20番及び21番の案件は、農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の小集団の生産力の低い農地で、第2種農地に区分されます。土地選定の代替地について検討済みであることから、許可は可能と判断しました。

 次に、一般基準について説明致します。

 農地転用の確実性や、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことなどから、全ての

案件が許可は可能と判断致しました。

それでは、御審議方よろしくお願い致します。

議 長

ただ今、事務局から説明がありました案件につきまして、各担当委員さんから説明をお願いします。

1 番、八千把。

4 番

八千把担当の萩本です。

申請番号1番から8番について説明します。

1番、申請場所は、海士江沖の〇〇〇〇、道路を挟んだ〇側に当たり、現況、水稻を耕作されている農地で、ここに熊本県豪雨災害によって全壊した保育園を新しく建築したいといった申請になります。

2番、申請地は、海士江町の〇〇〇〇〇より〇へ△△△メートル行ったところで、周りが住宅地で、現況、荒れ地状態の農地で、ここにアパートを2棟建築したいといった申請になります。

3番、申請地は、海士江の〇〇〇〇〇〇の道路を挟んだ〇側に当たり、現況、畑として利用されている農地で、ここを駐車場として利用したいといった申請になります。

4番、申請地は、田中町児童公園の〇△△△メートル行ったところで、現況、造成済みの農地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請になります。

5番、申請地は、古閑中町の〇〇〇〇保育園より〇へ△△△メートル行ったところで、現況、畑として利用されている農地で、ここを駐車場として利用したいといった申請になります。

6番、申請地は、古閑中町の区画整理区域内の〇〇〇〇、道路を挟んだ〇側に当たり、現況、造成地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請になります。

7番、申請地は、古閑中町の区画整理区域内の〇〇〇〇〇の〇〇〇、道路を挟んだ〇側に当たり、現況、造成済みの農地で、ここを借り受けて店舗を建築したいといった申請になります。

8番、申請地は、田中町の北部中央公園の〇へ△△△メートル行ったところで、周りが住宅地で、現況、造成済みの農地で、ここに個人住宅を建築したいといった申請になります。

30日、昨日、推進委員の中西さんと2人で確認してきました。何ら問題がないと思いますが、審議をお願い致します。

議 長

9番、松高。

16番

9番について説明を致します。

27日に宮本推進委員と、確認と聞き取り調査をしてきました。譲渡人の〇〇さんは、現在、田中町に住んでおられまして、井揚町にお父さんの相続の土地を持っておられまして、今は管理もしてありませんので、草ボーボーで、少し周りに迷惑がかかっているかなという感じでございます。隣に兄貴さんがおられて、兄貴に少し何とかしてくれないかという相談をしたんですが、兄貴さんは、俺の屋敷は150坪以上あるから、それをオーバーすると固定資産税が倍になるから俺は要らないということで、隣の〇〇〇さんをお願いをして、この所有権移転になりました。

譲受人は、道路に面したところに駐車場を持っておられますが、その幅が狭いものですから、その土地を譲ってもらえれば、一部を駐車場に、出入りがしやすいように利用したいということでありました。

何ら問題はないかと思しますので、よろしくお願い致します。

議長

10番、太田郷。

10番

太田郷の田口です。

10番について説明を致します。

29日に現地調査を渡邊委員としてきました。申請場所は、臨港線とアクセス道路の交差点から〇〇へ大体△△△メートルぐらい行ったところでございます。ここは、2月にこの隣接地がアパートを建設するというので申請がなされ、現在、建築中でありまして、その残地といいますか、そこになりまして、ここに太陽光発電を設置したいということでございます。地元委員としては何ら問題がないと考えております。

それから、11番について説明を致します。

11番の案件は、場所は、八代自動車学校の〇側△△△メートル位のところに位置しておりまして、ここに宅地を分譲したいということございました。ここも周りはいずれに住宅地になっておりますので、何ら問題はないと考えております。

それから、12番、13番について説明を致します。

12番のこの案件は、場所は、太田郷小学校から〇へ△△△メートル位行きますと、JRの線路がありまして、その線路の踏切のすぐ近くになります。ここに譲受人の〇〇さんが宅地を拡幅したいということございました。

それから、13番も、これは隣接地でありまして、これも12番と同様の案件でございます。

地元委員として何ら問題がないと考えております。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長

14番、植柳。

9番

植柳・麦島地区担当の中村です。

14番について説明を致します。

吉田推進委員と、ここも5月28日に現地の調査を行いました。申請ですが、この理由と致しまして、分譲住宅の建築の案件となります。場所は、植柳新町になります。植柳新町の住居地の中央から左奥にこの申請地がございます。左右隣接して個人住宅が建っており、周りも個人住宅が建ち並ぶ閑静な場所にあります。環境もいい場所です。担当委員と致しまして何ら問題はないことを申し上げます。よろしくお願ひします。

議 長

15番、高田。

7番

28日に中西さんと現地の調査を致しましたけども、豊原中町の件につきましては、高田小学校から〇へ△△△メートルの所にありまして、奥さんの実家がそこにあります。家の引込みへ車が入らないということで相談されて、駐車場を作りたいということで申請がなされております。

そして、16番と17番は本野町であります。流藻川団地の〇へ△△△メートル、そして、すずらん苑から〇へ△△△メートルの位置にありまして、ここで同一の水田を2つ割りにして、片一方は建売住宅をしたい、それを譲受人が1つはしたい、〇〇さんという方が個人の住宅を作りたいということで、両方とも住宅地の中にありまして無指定の土地であります。問題はないと思います。

18番につきましては、渡町ですが、ここは清流高校のすぐ〇〇にありますけれども、坂本の〇〇〇〇の老人施設がありましたが、その中に、〇〇〇の病院が使えなくなったので、そこに建設をしたいということで申請がなされております。駐車場に今の病院を作って、北側のほうに駐車場を作りたいということで、その駐車場の申請が今回なされておりますが、敷地内の拡張になりますけども、別に問題はないかと思ひます。

以上で終わります。

議 長

19番、日奈久。

13番

日奈久の杉本です。

19番について説明します。

この件について、5月26日、調査を行いました。譲渡人、譲受人は親子関係であ

ります。この土地は、老人ホーム〇〇〇の下にあり、北側は山、周りの三方は宅地に囲まれて、近くには農地もなく、350平方メートルと土地も狭く、駐車場や資材置き場になっても問題ないと、担当委員として思います。よろしく審議をお願いします。

議 長

20番、坂本。

推進委員

27日に行ってまいりました。現地は、国道219号線、今泉バス停から八代の方へ約△△メートル位、来た辺りにありまして、それで、里道も通っておりまして、その里道と本件土地の間は、高さ40センチないし50センチぐらいの石積みがある、その上にあります。近隣の居住者にも少しお尋ねしたんですが、調査すべき坂本の西部〇〇△△△の土地と周りの土地との争い関係について、少し聞いたんですが、何もトラブルはないと、境界についても何のトラブルはないということでしたので、何ら問題はないと思います、審議の程をよろしくをお願いします。

議 長

21番、千丁。

18番

最後となりました千丁担当の深田です。

申請番号21番の説明を致します。

まず、申請地ですが、申請地は東側と南側が住宅、北側が排水路を挟んで県道、西側が農地となっております。先日、地元の推進委員さん3名と現地の確認と調査をしましたが、農地への悪影響など問題はないものと思われまます。審議よろしくお願ひ致します。

議 長

以上の案件につきまして、皆さんから何か質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、異議がなければ挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

挙手全員ということで認めることと致します。よって、申請を許可致します。

但し、先ほど事務局から説明がありましてとおり、7番の八千把の案件については、農地転用面積が3,000平米を超えることから、県の諮問会議に許可相当として進達します。

本日予定の議案は全て終了しました。

今月は、農地法第5条の許可不要転用届、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がありましたので、報告します。

これをもちまして、5月の八代市農業委員会を閉会致します。

皆様、お疲れさまでした。

八代市農業委員会会議規則第19条第1項の規定により署名する。

令和3年5月31日

八代市農業委員会 会長 _____

八代市農業委員会 委員 _____

八代市農業委員会 委員 _____